

「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）の趣旨を踏まえた事務の実施について（申し合わせ） （案）

平成27年4月〇日
全国知事会

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が今国会に提出された。この法案では、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について、4ha超の転用の場合の大臣協議が残ったものの、全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲することとされている。

この権限移譲は、平成26年8月5日、地方六団体を取りまとめた「農地制度のあり方について」（以下、地方六団体提言という。）を国が受け止め、決断したものであり、地方は地方六団体提言の趣旨を踏まえて着実に事務を実施し、その実績が今後の地方分権改革の推進力となるようにしなければならない。

このため、地方として移譲された事務の実施状況を検証していくが、新たな方式による事務の処理のスタートに先立って、以下の点をはじめ、地方六団体提言の趣旨を踏まえて取組みを行うことを確認し、申し合わせる。

1 農地転用許可権限等（マイクロ管理）

- 今回の農地転用許可権限の移譲に当たっては、法令に違反した事務処理の懸念が指摘されているところであり、農用地区域からの除外、農地転用許可に当たっては、法令の基準に従った適正な運用を徹底する。疑義のある場合は、国が作成することとされている事例集やブロック単位で設けられている国と地方の間の定期的な意見交換の場等を適切に活用するほか、都道府県間でも情報交換に努める。
- 移譲された権限を適切に執行して、転用事務手続の迅速化を図り、

機動的な対応を行う。これにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進める。

- 一 全国市長会、全国町村会では、「指定市町村」の指定要件に該当する市町村においては「指定市町村」としての指定に向けて取り組むこと等を確認しているが、これら市町村を支援していく。

2 農地の総量確保（マクロ管理）

- 一 国の目標面積案等に対しては、市町村の意見を踏まえた上で、農地の確保に資する施策の効果、地域の特性等を適切に反映した意見を提出する。また、市町村の意見提出についても適切な支援を行う。
- 一 国の目標面積案等と意見に相違がある場合、個々の農地や農村の実態の観点のほか、食料の安定供給等の観点からも農地の確保に資する施策の効果等について国・都道府県・市町村の代表者による協議の場も活用し十分に議論を尽くし、国との間で納得できる点を見出す。
- 一 その上で、設定された目標面積の達成については、地方も責任をもって、担い手の確保や農地の集積・集約化、耕作放棄地対策等の施策により、農振農用地の編入促進・除外抑制、耕作放棄地の発生抑制・再生に取り組む。
- 一 上記と並行して行うこととされている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る地方六団体提言の実効性の検証には積極的に参画し、今後の制度設計への反映を目指す。